法務大臣　齋藤　健　様

２０２３年 月　　日

住所

服役中の当該米兵の米国への移送を拒否すること求める請願

　在日米海軍横須賀基地所属の米兵は、２０２１年５月、公務外に、静岡県富士宮市で男女２名を死亡させ米兵の妻に怪我を負わせ、自動車運転処罰法違反の罪で禁錮３年の刑が確定し収監されています。この米兵受刑者を米国に移送しようと日米政府間で協議しているとの新聞報道がありました（３月６日神奈川新聞／共同通信配信と思われる）。

　第一審の静岡地方裁判所沼津支部が当該米兵に対し禁錮３年の実刑判決を宣告し、東京高等裁判所が当該米兵の控訴を棄却して第一審判決を支持し、禁錮３年の実刑判決が確定（昨年７月）し、当該米兵は横須賀にある日本の刑務所に服役しています。

　にもかかわらず、米議会の一部が「不当な拘束」などと主張し、移送を要求することは、日本国の国家主権に関わる重大問題であり、内政干渉です。

　国際受刑者移送制度は、外国において刑の言渡しを受けその国の刑務所等に拘禁されている受刑者をその本国に移送し、その国で刑の執行を行うことにより、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰並びに刑事司法分野の一層の国際協力を図ろうとする制度であるとのことです。

　米軍関係者による公務外の犯罪について、重要であると認めた事案しか、第一次裁判権を行使し裁判所に起訴していません。また、横須賀刑務支所において受刑中の米軍関係者については、米軍から定期的に補助食料が入れられ、土日や休日を含めて毎日シャワーを浴びられるなどの優遇を受けています。刑事司法における米軍関係者に対する特権的優遇を廃止することなく、当該米兵の移送を認めた場合、日本国の裁判所で宣告した刑罰の抑止効果が損なわれ、米軍関係者による事件・事故の増加を招くことにつながります。

　「不当な拘束」と主張していることでもあり、当該米兵を米国に移送した場合、日本国の裁判所が宣告した判決に基づいて、残りの刑期が米国の刑務所において執行されることになるのか疑問です。２０１０年９月、自動車で出勤途中に男性をはねて死亡させた米海兵隊岩国基地所属の米軍属については、同基地内で行われた交通裁判において４か月間の自動車の運転を制限する等の軽い処分を受けたにとどまりました。米国の刑務所において当該米兵が刑期を満了するとは考えられず、当該米兵の米国への移送は、不相当なものとして認めるべきではありません。

　よって、当該米兵の米国への移送を拒否することを請願します。

（以上）